

業債第2号
2021年1月8日

代理店
代理店引受金融機関本部
国債代理店
国債代理店引受金融機関本部

御中

日本銀行業務局

国債関係事務における押印の見直しに関する件

国債関係事務につきまして、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「国債規則等の一部を改正する省令」（令和2年財務省令第89号。以下「省令」といいます。）が昨年12月25日に公布されました。この改正に伴う国債関係事務における押印の見直しについて、次のとおりご連絡致します。

1. 記名国債関係

記名国債については、省令の施行日（本年4月1日。以下「省令施行日」といいます。）以降に発行される新たな国債名称^(注)のものから届出印が廃止されることとなりました。

（注）最初に対象となる国債名称は、来年度後半から発行予定の第二十八回特別給付金国庫債券の後継債（第二十九回特別給付金国庫債券（仮称））。

—— 届出印の廃止後は、本人確認書類により本人確認を行って頂くとともに本人確認の実施に関する記録の保存等を行って頂く予定ですが、詳細については追ってご連絡致します。

2. 無記名国債証券および登録国債関係

省令により押印が廃止されましたが、附則により、省令施行日より前に発行された無記名国債証券および当該無記名国債証券にかかる登録国債の手続については、なお従前の例によることとされたため、取扱いに変更はありません。

また、行政手続における押印を原則不要とする方針が示されていることを踏まえ、国債関係事務において押なつしている店印（代理店、国債代理店および日本銀行において押なつしている店印）は、原則として廃止する予定です。詳細については追ってご連絡致します。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ

<TEL> 03-3279-1111

記名国債関係 : 遠藤（内線：6081）、阿部（内線：6045）

記名国債関係以外：猪俣（内線：6181）、佐藤（内線：6119）

以 上